

佐賀県介護事業所による留学生への奨学金等支給に係る補助金 Q&A

【全般】

Q. 当該補助金の目的とは？

A. 県内の介護事業所で就労する外国人留学生の参入を促進するために、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金等の支援を行う介護事業所に対して、県としても財政支援を行うものです。

Q. 当該補助金の補助対象となる者はどういった方なのか。

A. 介護保険法上の指定又は許可を受けて、介護事業を行う者（＝補助対象者）です。

Q. 当該補助金の補助対象事業はなにか。

A. 介護福祉士の資格取得を目指し、勉学に励む留学生の学費や生活費等に対して、介護事業所が貸付や給付を行う事業です。

Q. 補助対象となる貸付（給付）事業を行うにあたって、留意することはなにか。

A. 法人において、留学生に対する奨学金等の貸与規程（又は給付規程）を設ける必要があります。なお、規程の中で、要綱の別表に記載する対象経費毎に貸与（又は給付）する金額が分かるようにする必要があります。

【交付申請について】

- Q. 当該補助金を使って、留学生に対する奨学金制度を行いたいが、いつ、どのような手続きが必要か。
- A. 県に対し、事業を開始する前に、考えられている事業内容が当該補助金制度に合致するかどうかを審査するため、交付申請を行う必要があります。申請後、県で内容審査し、問題なければ、交付決定通知書という通知を発行します。この通知後に、事業を開始することができます。
- Q. 毎年度、申請できるのか。
- A. できます。ただし、留学生毎に補助対象経費として算入することができる期間が異なります。(別表参照)

【補助金交付の条件について】

- Q. 他の補助金制度と併用することはできるか。
- A. できません。ただし、対象経費が異なっている経費については、当該補助金の対象となります。別の補助金等も検討されている場合には、事前に内容を県の担当者に相談してください。
- Q. 交付申請時に想定していなかった経費が発生しそうだが、どうしたらよいか。
- A. 交付申請時の事業計画と内容が変わる場合は、まず県の担当者に相談してください。内容の変更や補助金額の変更については、要綱第4条第3項により「変更承認申請書」の提出が必要です。
- Q. 交付申請時に計画していた経費が一部不要になりそうだが、どうしたらよいか。
- A. 交付申請時の事業計画と内容が変わる場合は、まず県の担当者に相談してください。内容の変更や補助金額の変更については、要綱第4条第3項により「変更承認申請書」の提出が必要です。

Q. 補助金に係る書類は、いつまで保管しておけばよいか。

A. 補助事業完了後、5年間は必ず保管してください。

【補助金の実績報告について】

Q. 事業が完了したが、どのようにすればよいか。

A. 実績報告を行ってください。いただいた書類をもとに事業が適正に行われているかどうかを书面確認や現地確認等を行い、適正に事業が行われていると判断した場合に、それを証明するために、額の確定通知という通知書を発行します。

【補助金の返還について】

Q. 留学生に貸与を行っていたが、本人都合により帰国することになった。そのため、貸与規程に基づき、貸与した額の一部（又は全部）を返還を求め、法人に返還があったが、どのようにすればよいか。

A. 留学生に貸与（又は給付）した額の一部（又は全部）について法人に返還があった場合には、返還があった年度の翌年度の4月末までに県に様式第2号にて必ず報告を行ってください。なお、返還額がない場合も、留学生が貸与（又は給付）を受けた奨学金等が返還不要になるまでの間、毎年度4月末までに報告をお願いします。

【その他について】

Q. 当該補助金制度を活用し事業を実施したが、事業が終了した後でも何か報告等が必要か。

A. 奨学金等の貸与等を行った留学生から奨学金等の一部（又は全部）について返還が生じていないかどうかを確認するために、様式第2号により奨学金等の返還が不要になるまでの間、毎年度報告をお願いします。また、留学生の介護福祉士養成校を卒業後の現況を把握するため、3年間様式第6号により報告をお願いします。

Q. 「補助金交付要綱」を読んでも、よく分からない。

A. 佐賀県長寿社会課の担当者にご相談ください。